

板橋区高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱

(平成8年8月16日 区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、おおむね65歳以上の高齢者に対し紙おむつ、尿取りパッド等（以下「紙おむつ等」という。）を支給する事業の実施について必要な事項を定めることにより、高齢者の保健衛生の保持と介護者負担を軽減し、もって、高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 紙おむつ等の支給対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件全てを備えていなければならない。

- (1) 板橋区内に住所を有すること。
- (2) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）に定める要介護状態区分が、要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5に該当する（40歳以上65歳未満の者で介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定による特定疾病を有する者を含む。）こと。
- (3) 在宅又は入院（入所）中で、常時失禁状態であること。
- (4) 対象者が所属する住民基本台帳の世帯員のうち、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する前年分の合計所得（1月から6月までの支給については、前々年分の合計所得とする。）が最も多い世帯員の所得が、別表に定める基準額以下であること。
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による一時扶助の適用及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人法」という。）による生活保護法による一時扶助に相当する支援給付の適用を受けていないこと。
- (6) 法の規定による以下のサービスを受けていないこと。
 - ア 介護老人福祉施設
 - イ 介護老人保健施設
 - ウ 介護医療院
- (7) 板橋区心身障がい者紙おむつ助成事業実施要綱による給付の適用を受けていないこと。

2 前項の要件を満たしている者で、法の規定による指定居宅サービスのうち短期入所生活介護又は短期入所療養介護のサービスを受けたときは、第3条第2項の規定に基づく助成は受けられないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めた場合は、同項の要件を満たすものとする。

(支給及び助成内容)

第3条 在宅の対象者に対して支給する紙おむつ等の種類及び支給枚数は、別に定める。

2 入院（入所）中の対象者であって、病院（施設）が指定する紙おむつ等を使用している者に対しては、紙おむつ等の支給に代えて紙おむつ等の購入に要した費用（以下「紙おむつ等購入費」という。）を、月額7,000円（紙おむつ等代として医療機関等に支払った額が助成限度額に満たない場合は、その支払った額）を限度として助成することができる。この場合において、紙おむつ等の支給と重複する助成は、できないものとする。

(申請)

第4条 紙おむつ等の支給又は紙おむつ等購入費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者紙おむつ等支給事業（支給・購入費助成）申請書（別記第1号様式）により、区長に申請するものとする。

2 紙おむつ等購入費の助成を受けようとする者は、前項に定める申請書のほか、自己の口座への振込みを希望する場合は支払金口座振替依頼書（別記第1号の2様式）を、やむを得ない理由により他者の口座への振込みを希望する場合は委任状兼支払金口座振替依頼書（別記第1号の3様式）を区長に提出するものとする。

（決定）

第5条 区長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、第2条第1項各号の規定による資格要件を審査し、その可否を決定した上、高齢者紙おむつ等支給事業決定通知書（別記第2号様式。以下「決定通知書」という。）又は高齢者紙おむつ等支給事業却下通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（支給又は助成期間）

第6条 紙おむつ等の支給の期間は、申請のあった日の属する月から受給資格が消滅した日の属する月までとする。

2 紙おむつ等購入費の助成期間は、申請のあった日の属する月から受給資格が消滅した日の属する月までとし、次条第3項に規定する請求に係る月分とする。

3 第8条第1項に規定する紙おむつ等変更の申出があった場合の変更開始は、申出があった日の属する月の翌月からとする。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（支給等の方法）

第7条 区長は、第5条第1項の規定により決定通知書を受けた者（以下「受給者」という。）のうち、紙おむつ等の支給を受ける者が指定する区内の場所に、紙おむつ等を定期的に配送するものとする。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 受給者のうち、紙おむつ等購入費の助成を受ける者は、紙おむつ等購入費助成請求書（別記第4号様式）に医療機関等に紙おむつ等代として支払った領収書又はその写しを添付して、区長に請求するものとする。

3 前項の請求は、毎年4月（12月、1月、2月、3月分）、8月（4月、5月、6月、7月分）、12月（8月、9月、10月、11月分）の三期に分けて行うものとする。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

4 受給者が死亡した場合において、第2項の請求の対象となる助成金が請求されていないとき又はその者が請求した助成金が未払いのときは、紙おむつ等購入費助成（未払い分）請求書（別記第4号の2様式）を使用し、その者の親族等又は成年後見人等から区長に請求するものとする。

5 第2項の請求の対象となる助成金は、当該請求を行う月の前月から起算して過去12か月までの間に使用したものに限ることとする。

6 区長は、前項の請求があった場合は、内容を審査の上、速やかに助成するものとする。

7 区長は、第1項の紙おむつ等の支給について、業者に委託することができる。

（申出）

第8条 受給者は、決定に係る内容に変更が生じたとき、又は決定に係る内容を変更したいときは、区に申し出なければならない。

2 受給者が第2条第1項第6号に規定する要件を欠くに至ったときは、区に申し出なければならない。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、区長が特別と認められた場合は、この限りでない。

（受給資格の取消し）

第9条 区長は、受給者が次の各号のいずれかに該当した場合は、受給資格を取り消すものとする。

(1) 第2条第1項に掲げる要件のいずれかを備えなくなったとき。

(2) 紙おむつ等の支給又は紙おむつ等購入費の助成を辞退したとき。

(3) 紙おむつ等の支給を6か月以上利用していないとき。

- (4) 偽りその他不正の手段により、紙おむつ等の支給又は紙おむつ等購入費の助成を受けたとき。
- 2 区長は、前項に掲げる事由により支給資格の取消しを決定したときは、高齢者紙おむつ等支給事業資格喪失通知書（別記第6号様式）により通知する。ただし、受給者が死亡又は転出した場合は、この限りでない。

(返還)

第10条 区長は、次の各号のいずれかにより紙おむつ等の支給又は紙おむつ等購入費の助成を受けた者がいるときは、その者から当該紙おむつ等又は紙おむつ等購入費を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支給を受けたとき。
- (2) 第2条第1項第6号に規定する要件を欠くに至ったときに、第8条第2項に規定する申出をせず、支給を受けたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、紙おむつ等支給事業実施のために必要な事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、平成8年10月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成11年3月11日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成19年7月1日から施行する。

付 則（平成20年3月21日 区長決定）

この一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成20年3月28日 区長決定）

この一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月30日 区長決定）

この一部改正は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月31日 区長決定）

この一部改正は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年12月28日 区長決定）

この一部改正は、平成24年1月1日から施行する。

付 則（平成27年1月15日 区長決定）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の板橋区高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱に基づき作成された様式用の用紙で、現に残存するものについては、これを取り繕って使用することができる。

付 則（平成28年11月18日 区長決定）

この一部改正は、平成28年11月18日から施行する。

付 則（平成31年3月4日 区長決定）

この一部改正は、平成31年3月4日から施行する。

付 則

- 1 この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の板橋区高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱に基づき作成された様式の内紙で、現に残存するものについては、これを取り繕って使用することができる。

付 則（令和3年7月27日 区長決定）

- 1 この一部改正は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この一部改正の施行の際現にこの要綱の規定により紙おむつ等の支給を受けている者に対する第9条第1項第3号の規定の適用については、この一部改正の施行の日を起算日とする。

付 則（令和6年3月15日 区長決定）

この一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和7年3月24日 区長決定）

- 1 この一部改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項の規定は、この一部改正の施行日以後の利用に係る紙おむつ等購入費の請求について適用し、施行日前の利用に係る紙おむつ等購入費の請求については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

扶養親族の数	基準額
なし	2,572,000 円以下
1 人	3,052,000 円以下
2 人以上	3,052,000 円に扶養親族のうち 1 人を除いた扶養親族 1 人につき 380,000 円を加算して得た額以下

高齢者紙おむつ等支給事業（支給・購入費助成）申請書

年 月 日

（宛先）板橋区長

下記のとおり、紙おむつ等（支給・購入費助成）を受けたく申請します。

なお、申請及び継続に当たり、受給者並びに世帯全員の所得、受給者の生活保護受給及び中国残留邦人法による支援給付、板橋区心身障がい者紙おむつ助成事業による給付、介護保険認定の確認について承諾します。

記

申請者 (本人)	フリガナ 氏 名		性別	男・女	1. 在宅 2. 入院・入所
	住 所	板橋区 (アパート・マンション名・方書)	生 年 月 日		明・大・昭 年 月 日 (歳)
	電 話 番 号	— —	要 介 護 状 態		要介護 (1・2・3・4・5)

□ 現物支給	配送先 <input type="checkbox"/> 申請者宅（記入不要） <input type="checkbox"/> その他（下記記入） (〒 —)
	住所 _____ (アパート・マンション名・方書)
	氏名 _____ 申請者との関係 _____ 電話番号 _____ — —

□ 現金助成	※注意 病院・施設指定の紙おむつしか使用できない場合のみ現金助成を選択できます。 (病院・施設 指定の紙おむつ使用) (病院・施設名: _____)
	書類送付先 <input type="checkbox"/> 申請者宅（記入不要） <input type="checkbox"/> その他（下記記入） (〒 —)
	住所 _____ (アパート・マンション名・方書)
	氏名 _____ 申請者との関係 _____ 電話番号 _____ — —

書 類 提 出 者	<input type="checkbox"/> 申請者（記入不要） <input type="checkbox"/> その他（下記記入） (〒 —)
	住所 _____ (アパート・マンション名・方書)
	フリガナ 氏 名 _____ 申請者との関係 _____ 電話番号 _____ — —

.....区処理欄（以下は記入しないでください）.....

受 領	受 付	決 定 番 号
備考（補足事項）		

決定番号 _____

【支払金口座振替依頼書】

振込先金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合		支店			
振込 口座	預金種別	普通・当座					
	口座番号						
	フリガナ						
	氏名						

私が、今後板橋区から助成される高齢者紙おむつ等助成金については、上記の口座に振込を願います。

年 月 日

(宛先) 板橋区長

氏名 _____

受給者 住所 _____

電話 _____

- 〈お願い〉
- フリガナは必ずお書きください。
 - 預金種別は○で囲んでください。
 - 当様式での振込は受給者本人の口座に限ります。
 - 振込口座名は預金通帳を確認のうえ正確に記入してください。

決定番号 _____

【委任状】

(あて先) 板橋区長 _____

私は、高齢者紙おむつ等購入費助成金の受領に関する権限を委任します。

(委任者) 氏名 _____

住所 _____

(受任者) 氏名 _____

住所 _____

委任者との関係 _____

【支払金口座振替依頼書】

振込先金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合			支店		
振込先金融機関コード							
振 込 口 座	預金種別	普通・当座					
	口座番号						
	フリガナ						
	氏名						

板橋区から _____ へ助成される高齢者紙おむつ等助成金については、上記の口座に振込を願います。

年 月 日

(あて先) 板橋区長 _____

(受任者) 氏名 _____

住所 _____

- 〈お願い〉
- 1 預金種別は○で囲んでください。
 - 2 振込口座は受任者の方の口座となります。
 - 3 振込口座名は預金通帳を確認のうえ正確に記入してください。

事 案 番 号
年 月 日

東京都板橋区長

様

高齢者紙おむつ等支給事業 決定通知書

高齢者紙おむつ等支給事業の利用について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

利 用 者	住 所	
	氏 名	
決 定 番 号	第 号	
決 定 年 月 日	年 月 日	
利 用 内 容 等		

【備考】

事 案 番 号
年 月 日

東京都板橋区長

様

高齢者紙おむつ等支給事業 却下通知書

高齢者紙おむつ等支給事業の利用について、
下記のとおり却下と決定しましたので通知します。

記

利 用 者	住 所	
	氏 名	
決 定 日	年 月 日	
却下理由等		

【備考】

紙おむつ等購入費助成請求書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

(受給者) 〒 _____

住 所 板橋区 _____

氏 名 _____

決定番号 _____

下記のとおり紙おむつ等購入費の助成を受けたく請求いたします。

記

請 求 額	円
--------------	----------

※ 請求額とは申請額の合計額です。

(内訳)

	おむつ代として支払った金額	申 請 額
年 月分	円	円

(連絡先) 〒 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 電話番号 _____

(備 考)

紙おむつ等購入費助成 (未払い分) 請求書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

(受給者)

住 所 板橋区

氏 名

決定番号

私は、相続権利者であり、上記 (受給者) _____ に係る高齢者紙おむつ等購入費助成金 (未払い分) に関して下記のとおり請求、受領いたします。

(請求者)

住 所

氏 名

受給者との続柄

電話番号

記

請求額	円
-----	---

※ 請求額とは申請額の合計額です。

(内訳)

	おむつ代として支払った金額	申請額
年 月分	円	円

振込先	銀行・信用金庫・信用組合				支店
預金種別	当座 ・ 普通	口座番号			
フリガナ					
口座名義					

(備考)

事 案 番 号
年 月 日

東京都板橋区長

様

高齢者紙おむつ等支給事業 資格喪失通知書

高齢者紙おむつ等支給事業の利用について、
下記のとおり資格が喪失しましたので通知します。

記

利 用 者	住 所	
	氏 名	
決 定 番 号	第 号	
喪 失 日	年 月 日	
喪失理由等		

【備考】